

業 務 仕 様 書

1 役務の名称

さっぽろ受動喫煙防止宣言パネル展運営及び動画作成等業務

2 業務の概要

札幌市が令和2年12月に主催するイベント「さっぽろ受動喫煙防止宣言パネル展」の実施にあたり、会場設営等及び当日放映する動画作成の業務を行う。

3 パネル展実施会場（業務の対象となる会場）

札幌駅前通地下歩行空間 北3条交差点広場（西）

4 履行期間

契約締結の日から、令和3年1月29日（金）までとする。

パネル展実施日時 令和2年12月19日（土） 11:00～16:00

※開演、終了時間は変更になる場合がある。

※搬入・設営、撤収・搬出は同日中に行う。

5 パネル展の内容

(1) 目的

令和2年2月に表明した「さっぽろ受動喫煙防止宣言」及びたばこ対策にかかるパネル展や動画放映を実施することにより、広く市民の関心を集め、札幌市全体が一体となってより一層の受動喫煙対策を促進する。

(2) 内容

ア さっぽろ受動喫煙防止宣言、たばこ対策にかかるパネルの展示

イ 宣言の紹介や賛同の案内、別途募集する宣言ロゴマーク及びたばこ対策推進マスコットキャラクター命名の表彰式の様子の放映（札幌市ホームページでも公開）

ウ 北海道喫煙防止健康教育教材DVD放映（鉄拳パラパラ漫画編及びよしもと芸人コント風教材編から3本の計4本を想定）

エ 啓発品やチラシの配布・配架

※ウのDVD及びエの啓発品は委託者から提供する。

(3) 動画について（案）

ア さっぽろ受動喫煙防止宣言の説明（市長による宣言の説明を含む）

イ 宣言ロゴマーク及びたばこ対策推進マスコットキャラクター命名の表彰式の様子

ウ 宣言賛同についての案内

※全体で5分程度とする。

※アの市長による宣言の説明及びイについては、受託者が事前に撮影し、編集したうえで使用すること。

6 業務内容

(1) 開催日時及び会場

日時：令和2年12月19日（土） 11：00～16：00

会場：札幌駅前通地下歩行空間 北3条交差点広場（西）

※運営にあたっては、「札幌駅前通地下広場利用規約」を順守すること。

※会場は使用申請済みであり、使用料は本契約に含まない。

(2) 会場設営等

ア レイアウト考案、レイアウト図の作成

委託者及び会場管理者と十分に協議し、会場レイアウトを考案し、レイアウト図の作成を行う。

※会場モニター前には座席を用意すること。

※新型コロナウイルス感染防止対策については、会場管理者が示す3つの基準（①北海道スタイル、②ライブホール・ライブハウスにおける新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン、③地下広場の特性を踏まえて定める独自基準）を踏まえ、事前に打ち合わせを行い適切に対応すること。

<会場管理者（札幌駅前通まちづくり株式会社）関連リンク>

<https://www.sapporo-chikamichi.jp/news/detail.asp?id=173>

イ 設営及び撤去

会場レイアウト図に基づき、パネル展開催当日（12月19日（土））に展示物等の設営及び撤去を行うこと。

ウ 備品等の手配

必要な備品や消耗品、什器等は受託者が手配すること。ただし、下記の施設貸出備品の一部については委託者が手配済みであり、当該貸出備品の使用料は本契約に含まない。なお、会場レイアウトに応じて貸出備品は可能な範囲で調整できるものとする。

<施設貸出備品>

No.	備品名	数量
01	パネルセット	1セット
02	スタッキングチェア	60脚
04	ベルトパーテーションセット	3式
05	ワゴン	3台
07	音響装置セット	1式

21	電源ドラム	2台
23	バーチカウンター	5台
24	パネルセット用フック	20ヶ

エ 運営管理

- ・パネル展の展示状況を確認し、備品等の補充及び安全確認、接客等を行うこと。
- ・パネル展開催中は、会場運営管理及び会場監視として、必要な人員を常駐させること。なお、啓発品配架コーナーには、会場監視と別に最低一人を常駐させること。
- ・受託者は常駐スタッフの勤務状況や接客マナー、会場管理等に問題がないか十分確認すること。
- ・常駐スタッフは、来場者のカウント及び集計、啓発品の管理、来場者が密にならないよう誘導する等、運営に関する必要な事項を行うこと。
- ・パネル展開催中は常時映像装置を使用するため、必要な人員を手配すること。
- ・施設貸出備品や会場設営に関する詳細事項について、会場管理者と調整を行うこと。

オ 展示物等

- (ア) パネル展案内用パネル 2枚
 (イ) 別途製作を指示する展示コーナー用パネル 10枚
 (ウ) その他、委託者が提供するポスター等

※現時点での予定であり、変更となる可能性がある。

(3) 展示物及びチラシ等の製作

委託者の提供する素材（テキスト、写真、図面等）を基に、以下を製作する。

なお、会場の状況に応じて、看板など会場運営に必要なものを製作することがある。

パネル展案内用パネル	数量：2枚 規格：W900～1200mm×H1500～1800mm程度 4色カラー 素材：ウッドラックパネル又は同等の素材
展示コーナー用パネル	数量：10種類各1枚 規格：A1サイズ、4色カラー 素材：ウッドラックパネル又は同等の素材
会場案内用パネル	数量：2枚 規格・内容：会場内における来場者の動線がわかりやすく示されている会場案内図 (できるだけ接触や口頭での説明を避けるため) 素材：ウッドラックパネル又は同等の素材

啓発品コーナーの造作	数量：1式 規格・内容：啓発品コーナーが通行人の目をひくような掲示物等の造作を行うこと。
パネル展周知用チラシ	数量：5,000枚 規格：A4サイズ、4色カラー、両面、コート紙 ※チラシ納期限：令和2年11月10日 ※データは令和2年10月30日までに納品 ※印刷用データとともにホームページ掲載用に容量1MB以下のものも納品すること。
さっぽろ受動喫煙防止宣言賛同チラシ	データ作成のみ 札幌市ホームページ内の該当ページのQRコードを含むこと。 規格：A4サイズ、4色カラー、両面 ※データ納期限：令和2年11月10日 ※印刷用データとともにホームページ掲載用に容量1MB以下のものも納品すること。

(4) 会場モニター放映用の素材製作

委託者の案に基づき、パネル展開催中に会場モニターで放映する以下の素材（動画）を製作する。

- (ア) 全体で5分程度とし、開催中は繰り返し放送するため進行や説明の音声を入れること。また無音であっても内容が把握できるよう、要約した字幕を入れること。
- (イ) 当該動画はパネル展当日に札幌市ホームページで公開するため、12月16日（水）までに納品すること。
- (ウ) 委託者が提供する北海道喫煙防止健康教育教材DVDについても、放映用に編集すること。（鉄拳パラパラ漫画編及びよしもと芸人コント風教材編から3本の計4本を想定）

※会場モニター（2画面）は使用申請済みであり、使用料は本契約に含まない。

さっぽろ受動喫煙防止宣言の紹介 （1分程度+30秒程度）	<ul style="list-style-type: none"> ・委託者が提供する素材をもとに、宣言を印象づけ効果的にPRできるもの。 ・前半は市長が宣言について説明する様子（1分程度）とし、後半はパネル展以降も使用できるよう30秒程度で宣言についてまとめたものとする。（DVD等に格納し納品すること）
宣言ロゴマーク及びたばこ対策推進マスコットキャラクター命名の	・事前に行う表彰の様子を撮影し、写真や採用作品等で構成したもの

表彰式	
宣言賛同についての案内	・宣言への賛同の表明方法等を案内

(5) 安全確保及び保険加入

業務の実施にあたっては、来場者の安全の確保に努め、必要な人員を確保すること。また、来場者の事故及び会場設備の損壊等を保証するための必要な保険に加入すること。

(6) 事業報告書の作成

以下の内容を含む事業報告書を作成すること。

(ア) パネル展開催結果概要

(イ) 製作物一覧

(ウ) 会場レイアウト図

(エ) 写真（設営時、開催中、撤去時の各状況がわかるものを含む）

(オ) 来場者数集計

7 成果品

パネル展終了後、以下の成果品を納入すること。

(1) 上記6の(2)及び(3)で製作したデザインやチラシ等の以下のデータ（CD-R等に格納）

・PDF形式

・Adobe Illustrator 形式（アウトライン化しているもの、していないもの2種類）

(2) 上記6の(4)で製作した会場モニター放映用素材データ（5分程度）及び宣言紹介用素材データ（30秒程度）（それぞれDVD-R等に格納）

(3) 事業報告書及び報告書の電子データ（CD-R等に格納）

8 成果品に係る著作権等の取扱い

(1) 受託者は、委託者に対し、本業務の成果品に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

(2) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。また、本著作物の著作者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者又は委託者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。

(3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。

(4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたとき

は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

9 環境への配慮について

業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

10 その他

- (1) 受託者は、事前に委託者と十分打合せを行い、本業務が円滑に遂行されるよう最大限努めること。また疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は関係法令を順守し、誠実に業務の遂行にあたること。
- (3) 印刷物や展示物は「札幌市広報に関する色のガイドライン」（平成28年2月18日発行）に則って制作すること。
- (4) 受託者は、本業務のため遂行のため提供されたデータ等について、外部に漏洩がないよう厳重に注意し、適切に業務を行うこと。特に、個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱注意事項」を順守すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等、安全な実施に支障が生じた際は、内容を変更する必要があるため、契約変更に係る取扱いについては、委託者と協議すること。また、契約解除等の時点において、準備等により既に業務が発生し、受託者が費用を負担している場合、当該費用の負担については委託者と受託者が協議することとし、必要に応じて当該費用を委託者が支払うこと。

11 担当

札幌市保健福祉局保健所健康企画課たばこ対策担当係 山田
〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目WEST19 3階
電話：011-622-5151 FAX：011-622-7221

別記 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。